



島根県報

平成19年 8月17日 (金)
第 1,906 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

解除予定保安林 (2件)	(森林整備課)	1
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経営支援課)	1

告 示

島根県告示第678号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年 8月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町長田イ466 - 32、イ466 - 81
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第679号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年 8月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町入間1174 - 4、1174 - 5、1174 - 6
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第680号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年8月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオ益田店 島根県益田市高津7丁目10番イ1128-64外13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年4月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,736.7平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 150台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 78台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 139.03平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 34.78立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

7か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成19年8月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市商工観光部商工振興課(島根県益田市常盤町1-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び住所)

主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

